

## 学術交流協定等を締結している外国の大学への留学に関する規程

平成25年4月1日  
鳥取環境大学規程第10号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という。）第45条に規定する留学の手続き等に関し、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）との間に学術交流協定等を締結している外国の大学（以下「学術交流協定大学」という。）への留学について、必要な事項を定めるものとする。

### (留学志願者の募集)

第2条 学長は、学術交流協定大学との協議に基づき、本学に在籍する学生に対して留学志願の募集を行う。

### (出願手続)

第3条 留学を志願する者は、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 留学願（別紙様式）
- (2) 志望理由書
- (3) 成績通知書
- (4) その他本学が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の様式は、学長が別に定める。

### (留学生の選考)

第4条 留学をする者（以下「留学生」という。）の選考は、国際交流センターで行う。

2 留学生の選考方法については、学長が別に定める。

### (留学生の決定)

第5条 学長は、前条の選考に基づき教授会の議を経て留学生を決定し、当該決定者にその旨を通知する。

### (留学の許可)

第6条 学長は、前条の決定をした留学生のうち、所定の手続を完了した者の留学を許可する。

2 留学を許可した者には、留学許可書を交付する。

### (留学期間)

第7条 留学期間は、原則として1年以内とする。

2 前項の期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

3 前項の規定にかかわらず、留学期間中に本学を休学する場合、当該留学期間は本学の修業年限及び在学期間に算入しない。

### (留学終了後の手続)

第8条 留学生は、留学期間が終了したときは、帰国の日から1か月以内に報告書及び学術交流

協定大学が発行する成績証明書を学長に提出しなければならない。

(単位認定)

第9条 留学生が学術交流協定大学において修得した単位は、学則第45条第3項の規定に基づき、他の大学等において修得した単位等の認定に関する規程第3条及び第4条の定めるところにより、本学において修得したものと認定することができる。

(授業料)

第10条 留学生は、留学期間中であっても本学の学生として授業料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、留学期間中に本学を休学する場合、公立大学法人公立鳥取環境大学の授業料等及びその他の料金に関する規程7条の規定に基づき、当該留学期間中の本学の授業料を免除する。

(留学許可の取り消し)

第11条 学長は、留学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て当該学術交流協定大学と協議の上、留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 学術交流協定の諸規定に違反したとき。
- (2) 留学期間中に、学術交流協定大学の諸規定に違反したとき。
- (3) 公立鳥取環境大学及び公立鳥取環境大学大学院の学生の懲戒に関する規程第6条に規定する懲戒処分等の標準例に準ずる行為があったと認められたとき。
- (4) 留学を許可された日から留学期間終了日までの間に納期が到来する授業料を支払わなかったとき。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、学術交流協定大学への留学について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第8号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。